## 1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
	 現役並み所得Ⅲ			
3割	課税所得690万円以上	(140,100円※1)		
	現役並み所得Ⅱ	167,400円+(10割分の医療費−558,000円)×1%		
	課税所得380万円以上	(93,000円※1)	(93,000円※1)	
	現役並み所得Ⅰ	80,100円+(10割分の医療費-267,00	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%	
	課税所得145万円以上	(44,400円※1)		
2割	一般Ⅱ	18,000円	57,600円	
		(144,000円※2)	(44,400円※1)	
1割	一般 I	18,000円	57,600円	
		(144,000円※2)	(44,400円※1)	
	区分Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円	
	区分 I (※4)	0,000円	15,000円	

- (※1) 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の、4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、1割2割負担の方は、「外来(個人ごと)」の限度額による支給は回数に含みません。多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度等)で該当していた回数は含みません。
- (※2) 1年間 (毎年8月1日~翌年7月31日) の自己負担額の限度額 (外来年間合算)。
- (※3) 住民税非課税世帯であり、区分 | に該当しない方
- (※4) ①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万6千7百円を控除、給与収入は給与所得控 除後さらに10万円を控除し計算)または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方